

あきる野市教育委員会第5回臨時会会議録

- 1 開催日 平成29年11月20日（月）
- 2 開催時刻 午後6時00分
- 3 終了時刻 午後6時28分
- 4 場所 あきる野市役所本庁舎 5階 505会議室
- 5 日程 日程第1 議案第19号 あきる野市民文化ホールの指定管理者の候補者の選定について
- 6 出席委員

教 育 長	私 市 豊
教育長職務代理者	田野倉 美 保
委 員	丹 治 充
委 員	小 西 フミ子
委 員	坂 谷 充 孝
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者

教 育 部 長	小 林 賢 司
指 導 担 当 部 長	鈴 木 裕 行
生涯学習担当部長	佐 藤 幸 広
教 育 総 務 課 長	宮 田 健一郎
教育施設担当課長	岩 崎 徹
学 校 給 食 課 長	宮 崎 勝 央
指 導 担 当 課 長	間 嶋 健
生涯学習推進課長	松 島 満
スポーツ推進課長	吉 岡 賢
図 書 館 長	山 根 悟
指 導 主 事	雑 賀 亜 希
指 導 主 事	若 泉 寿 人
- 9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 6 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

教育委員の皆様には、お寒い中を臨時会のほうにご出席をいただきまして、ありがとうございます。早速始めたいと思います。

ただいまからあきる野市教育委員会第 5 回臨時会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局も全員が出席をしております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、丹治委員と坂谷委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 19 号あきる野市民文化ホールの指定管理者の候補者の選定についてを上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いをいたします。

生涯学習担当部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第 19 号あきる野市民文化ホールの指定管理者の候補者の選定についてご説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。平成 29 年 10 月 2 日付けで、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問したあきる野市民文化ホールである秋川キララホールに係る指定管理者の候補者について、平成 29 年 11 月 17 日付けで同委員会から答申があったため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者の候補者の選定をしたいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

指定管理を行う施設の名称は、只今、申し上げましたあきる野市民文化ホール、秋川キララホールでございます。また、指定管理者の候補者として選定する事業者名は秋川キララホール運営共同事業体、代表構成団体は株式会社コンベンションリンケージ、また構成団体は株式会社 N T T ファシリティーズでございます。

詳細につきましては、生涯学習推進課長より説明させていただきます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

教育委員会 9 月定例会で、指定管理者の候補者の選定の諮問を上げさせていただきました。その後、指定管理者選定委員会で検討をいただきまして、その答申が参りました。1 ページをめくっていただきますと答申となります。

まず、3 番のところ、審査結果、別表のとおり上記団体を指定管理者の候補者に選定することについては異議がないものとする結論がございまして、次のページが審査結果になっております。各 12 評価項目につきまして、7 名の委員がそれぞれ評点を記載したものととなります。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問がありましたらお願いをいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

諮問に基づいての答申があったわけですが、この候補者につきまして指定管理者選定委員会の中で審査いただきました。この評価、よい、普通、それから悪いと３段階で示されているのですが、この評価の基準といえますか、前にも少しお話いただいたことがあったかと思いますが、改めまして、どのような基準でよい、普通、悪いと決められて答申されたのでしょうか。わかりましたらお願いします。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

選定委員会で、こちらの１社がプレゼンテーションを行いました。その内容を基に、このよい、普通、悪いという評価が行われています。具体的に、どのような判断基準で行ったかという明確な基準は明示されておりませんが、選定委員会では、この３段階での評価ということで行っています。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

例えばこの経営方針について、これまでの取り組み、よいというのはわかります。しかし、例えば収支見込みについては悪いと評価した方も１名いらっしゃるようです。この悪いという判断は、どういう意味の悪いなのか、それを伺いたいと思いましたのでご質問しました。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

収支見込みは、よいが１、普通が５、悪いが１ということで、他と比べまして厳しい評価がされました。これは、本議案の上程が遅れた理由と関係しておりまして、実は選定委員会で３つほど確認事項ということでご意見をいただきました。

１つは、当初、積算が前回の指定管理者の選定を行った平成２４年度での積算をベースに事業者が行ってしまったという状況がございました。平成２４年度以降、指定管理者の取り組みの中で、収入の項目でも諸収入と増加した部分がございました。そういった取り組みの内容が反映されていないのではないかというご指摘がございました。

もう１つが人件費等支出の項目において、モニタリングの数値、これまで毎年モニタリングを行っておりますが、その数値と若干のずれが生じていることがありました。特に増額したものについての説明の根拠、これはプレゼンテーションの中でお話をさせていただいているのですが、その説明では、少し不十分であるという指摘がございました。

それからもう1つ、主催事業、それから自主事業、これは指定管理に伴いまして事業をそれぞれ行っていただく区分でございます。この区分が資料の記載とこちらの認識の間に若干のずれが生じていたということで、その部分について再度調査ないし、積算をして説明の資料を提示するというご意見をいただきました。プレゼンテーションからこの間、その調整を行いまして、今回のこの審査結果で評価をいただき、問題ない、異議なしという判定をいただいたということでございます。

教育長（私市 豊君）

私からいいですか。

丹治委員の質問で、要は悪いという評価があつて、それに対して、今の3点については修正できたと理解できるのですが、その修正したものに対して悪いという評価が出たのですか。それともこの悪いという評価は、修正以前の評価となるのですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

選定委員会からご意見をいただいたものは、私どもで選定委員に説明をしたわけではなく、市長部局の企画政策課のほうで調整をしていただいき、この評定を最終的な審査結果としていただいたと考えてございます。評価は、プレゼンテーションの時にそれぞれの委員からいただいまして、修正後、再提出した後に再度評価をしていないのではないかと考えております。追加資料を提出したことによって判定が正式なものとなったと考えております。

教育長（私市 豊君）

ほかに質問がありましたら。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

この指定管理者選定委員会は、7名とおっしゃいましたけれども、これは、どの様な方で構成されているのですか。また、この苦情処理体制についてという項目があつて、5名の方がよいと評価しているのですが、処理した苦情の内容はどのようなものだったのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

苦情処理については、処理の体制についての評価となっておりますので、苦情の内容ということではございません。苦情があつたときに窓口なり、いろんな組織として受けて、担当課に連絡が来る体制がしっかり整っているかどうかということでの評価でございます。

指定管理者の選定委員会につきましては、識見を有する者、市民の代表、市の職員で、7名の委員で構成されております。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

キララホールをととてもよく利用される市民の方がいらっしゃって、キララホールへの苦情を聞いたことがあります。このような話は、多くはないのですが、どのような苦情を処理したのかと思ったものですから質問しました。良いとの評価が多いということは、その分、いろいろな苦情処理が行われたことからの評価だと思いますので質問しました。また、選定委委員会の委員ですが、市民の代表というのは施設利用の頻度が高い方が選ばれているのですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

指定管理者の選定委員は、市のいろいろな施設の指定管理につきまして選定する委員会でございます。ですので、キララホールに限定したものではございません。全般的な関係、広い視野を持って対応いただける方ということとなります。

あと一点、クレームの関係がございました。実はキララホール、モニタリング、それからいろいろなアンケート等をとっておりまして、この中で利用者満足度は非常に高く、特にスタッフにつきましては、実際に催し物で利用された方々の100%がよい以上の評価をいただいております。そういった意味でも、ほとんど苦情は上がっていないという状況です。利用された団体によって違う部分があるのかもしれませんが、苦情処理体制、体制だけではなくて、実際の運営についても高い評価をいただいております。

教育長（私市 豊君）

ほかにありますか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

丹治委員と重なる部分があるのかもしれませんが、私も収支見込みについて悪いという評価がされているのが非常に気になりました。収支の見込み、30年度から34年度までの見込みですので、このことが悪いというのは収支の見込みがないという判断を7名のうち1人がされたのかなと思います。収支というのは収入と支出というのを比較するわけで、それが悪いということは、どのようなことかと思いました。

そして、先ほどの説明では、追加の資料を出した上で、この評価だと私は受け取ったのですけれども、だとするとなお悪いのかなと思ったのですが、もう一度、この評価が悪いというのは、なぜ悪いという評価を受けたのかということをご説明いただけますか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

収支の見込みについての評価ということで、最初にお出ししました見込みは、現行の積算をしている状況、実際に動かしている状況でありまして、収支のほうもモニタリングで、当初平成25年度は、285万9,000円ほどマイナスだった、それが26年度57万3,000円のプラスに転じたと。27年度は1,261万5,000円のプラス、28年度が899万3,000円のプラスということで、収支の状況非常に安定して、当初は初期の投資がありますのでマイナスでありましたけれども、安定して上昇いたしまして、

そこを維持しているという状況で、収支の状況は悪いものではありませんでした。しかし、選定委員会で積算をしたときにこの現状のモニタリングの数値と若干違っているという指摘がありまして、そこのようなところで収支の見込みをもう少し改善できるのではないかとということがありました。具体的には、この1, 200万、890万、収入で黒字の部分がございますので、それを市民に還元するような手法ですとか、そういったことも考えたほうがよいのではないかとというご意見をいただいております。ですので、逆に黒字であったためにこれからの5か年を計画するうえで、改めまして、その実績、モニタリングの数値を反映させて市民サービスに還元できるような、そういった収支計画を求められたということがありました。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後6時17分

再開 午後6時24分

教育長（私市 豊君）

それでは、会議を再開いたします。

ほかにご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

私も、収支見込みのところで悪いという評価が1つあることが気になりました。良い、普通、悪いの3種類で選定委員の方が評価するため、やはりどうして悪いなのか、どうして良いなのか、この評価に至った理由がわからないと、私たちでもこの一つの資料だけでは判断が難しい部分がありますので、その辺は改善することはできるものなののでしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（松島 満君）

審査結果は、この数値のみの開示となりますので、評価内容については難しいものかと思います。今回、資料の追加提出の際にその箇所の説明をいただきましたので、収支の部分については、指摘の内容に関するお話ができましたが、他の部分については全く情報ございませんので、この数値のみで評価をしていただく形になってしまうのかなと考えております。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今後、なぜこの委員の方が悪いというところに入れたのかというのが分かるようでしたら、その際には教えていただけるとありがたいと思います。

教育長（私市 豊君）

ほかにごいませんか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第19号あきる野市民文化ホールの指定管理者の候補者の選定については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第19号あきる野市民文化ホールの指定管理者の候補者の選定については、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了します。

ほかに何かございますか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

なければ、以上をもちまして閉会といたします。

閉会宣言

午後6時28分